

業務委託契約書（サンプル）

●●●●（以下「委託者」という）と△△△△（以下「受託者」という）は、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

委託者は受託者に対し、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1)……
- (2)……
- (3)前号の業務に付随または関連する業務

第2条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。

第3条（委託料及び支払方法）

1. 本業務の対価は、受託者が委託者に対して納入し、委託者による検収が完了した〇〇1個当たり〇〇円（税込）とする。
2. 委託者は、受託者が発行する請求書に基づき、当該請求書を受領した日が属する月の翌月末日までに、前項に定める委託料を、受託者が別途指定する銀行口座に送金する方法で支払う。送金手数料は委託者の負担とする。

第4条（費用負担）

受託者は、委託者が事前に書面により負担することを承諾したものを除き、本業務の遂行に当たり生じた費用を自ら負担する。

第5条（納入及び検収）

1. 受託者は、本業務に基づき作成される成果物（以下「成果物」という）を、委託者が別途定める期限までに、委託者が別途定める方法により納入するものとする。
2. 委託者は、受託者が納入した成果物につき、委託者が別途指定する規格、仕様等（以下「仕様等」という）を満たすか否かの検査を遅滞なく行い、満たした場合には検収をする。
3. 委託者は、前項の検査の結果、成果物が仕様等を満たさないものと合理的に判断した場合、受託者に対し、当該成果物等の修補、代替物の納入、委託料の減額その他の措置を求めることができる。
4. 成果物に係る所有権、知的財産権その他の権利（著作権法第27条及び第28条に定める

権利を含む。)は、本条に基づく検収が完了した時点をもって、受託者から委託者に移転するものとし、その対価は委託料に含まれるものとする。

5. 受託者は、委託者又は委託者の指定する第三者に対し、前項に基づき委託者に権利が帰属した成果物の著作権人格権及び実演家人格権を行使しないものとする。

第6条（報告）

受託者は、委託者の合理的な請求を受けたときは、本業務の遂行状況等を委託者に対して速やかに報告しなければならない。

第7条（再委託）

受託者は、委託者の事前の承諾を得ない限り、本業務を第三者に再委託できないものとする。

第8条（秘密保持）

1. 委託者および受託者は、本契約に関して相手方から受領した一切の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示、提供若しくは漏洩せず、又は本契約の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1)開示時点において既に公知となっている情報
- (2)開示時点において既に受託者が保有していたことが証明される情報
- (3)正当な開示権限を持つ第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4)開示後に自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (5)開示された情報に依拠することなく、それと無関係に生成又は創出した情報

2. 本条の規定は、本契約終了後も1年間に限り有効に存続する。

第9条（契約の解除）

委託者及び受託者は、相手方当事者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1)金融機関による取引停止処分、支払不能、支払停止、又は手形若しくは小切手の不渡り
- (2)第三者による差押え、仮差押え、仮処分、若しくは競売の申立てを受けた場合、又は租税公課の滞納処分を受けた場合
- (3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあった場合
- (4)前各号に定める他、財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (5)合併、資本の減少、事業譲渡、会社分割又は解散の決議がなされた場合

(6)本契約に定める条項に1つでも違反し、催告後7日間経過後も当該違反が是正されない場合

(7)監督官庁から営業停止、又は営業に関する免許、許可若しくは営業登録の取消し等の処分を受けた場合

(8)本契約に基づく債務の履行を困難にする事項が発生した場合

(9)その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【書面契約の場合】

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印又は署名捺印のうえ、各自1通ずつを保有する。

【電子契約の場合】

本契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

〇年〇月〇日

（委託者）

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

名称 〇〇〇〇

代表 〇〇 〇〇 印

（受託者）

住所 △△県△△市△△町△丁目△番地

名称 △△△△

代表 △△ △△ 印